

令和元年 7 月 18 日

総務省 サイバーセキュリティ統括官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「トラストサービス検討ワーキンググループ 中間取りまとめ（案）」
に対する意見について

今般、標記取りまとめ（案）（令和元年 6 月 28 日公表）に対する意見を別紙
のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげま
す。

以 上

「トラストサービス検討ワーキンググループ 中間取りまとめ（案）」に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	10頁 第4章 個別論点と取組の方向性	<p>トラストサービスの制度化において、その利用の判断は事業者・利用者の裁量と位置付け、明示的・黙示的な強制とならないように留意すべき。</p> <p>【理由】 トラストサービスの利用には、コスト面を含め一定の負担が生じることから、利用の判断は、個別ケース毎に、事業者・利用者に委ねるのが適切と思われるため。</p>
2	11頁 第4章 個別論点と取組の方向性 検討事項5 データの送達等を保証する仕組み	<p>「トラストサービスの実現に当たっては、<u>サイバーセキュリティの三要素である機密性、完全性ととも</u>に、<u>利用者が簡便に利用できるような可用性を確保する必要がある</u>」との記載は、 「トラストサービスの実現に当たっては、<u>機密性、完全性ととも</u>に、<u>利用者が簡便に利用できるような可用性（情報セキュリティの三要素）を確保する必要がある</u>」に修正すべき。</p> <p>【理由】 「情報セキュリティの三要素」は規格化され一般的な表現だが、「サイバーセキュリティの三要素」は一般的な表現でないため。</p>
3	11頁 4.1 リモート署名について	<p>リモート署名を含めた、電子署名全体に対する課題として、「代理人」に関する制度面の明確化も議論すべき。</p> <p>【理由】 トラストサービスの利用が普及していく状況下、例えば未成年者・成年被後見人等が電子署名する際の法定代理人等も含めた代理人の関与についても整理・検討が不可避と思われるため。</p>